

【競争入札参加資格について】

以下の各号に該当する方のみが、入札参加者となることができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 税を滞納していない者。
- (3) 建設業については、建設業法第3条第1項の規定による許可及び同法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けている者。
- (4) 測量業にあつては、測量法第55条の規定による登録を受けている者。
- (5) 建築設計業にあつては、建築士法第23条の規定による登録を受けている者。
- (6) 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定による登録を受けている者。
- (7) 営業に関し許可、認可、届出等を必要とする場合は、これらを受けている者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるものでないこと。
- (9) 建設工事においては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金（以下「社会保険等」という。）の加入状況がいずれも「有」又は「除外」となっていること。ただし、当該通知書において、社会保険等の加入状況が「無」であつた後に、当該未加入の保険に加入又は適用除外となつた場合は、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出を行うこと。
- (10) 申請者から提出された提出書類及びその添付書類の審査により、その内容が適正と認められること。